

周南市地方就職学生支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、若者の地方移住を促進するため、東京圏の大学を卒業後、本市への移住に伴って県内企業に就職する学生を支援することを目的とした周南市地方就職学生支援金（以下「支援金」という。）の交付に関し、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の一部の区域のうち、別表に規定する条件不利地域を除いた区域をいう。
- (2) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。

(対象者要件)

第3条 支援金の交付の対象となる者は、第5条に規定する申請（以下「申請」という。）のあった日から5年以上継続して本市に居住する意思を持ち、申請時において、次に掲げる要件を全て満たす者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 移住元に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 大学の卒業年度において、東京都内に本部のある大学の東京圏内のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。
 - イ 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- (2) 移住先に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 山口県内に所在する企業に就職することが内定していること。
 - イ 卒業後に上記内定企業に就職する意思を有していること。
- (3) その他の要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - ア 暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - イ 日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(4) 就職先等に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 勤務地が山口県内に所在し、本市からの通勤が可能なこと。

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第2項に規定する風俗営業者でないこと。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではないこと。

エ 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

オ 対象者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人等ではないこと。

カ 1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みであること。

（対象経費及び支援金の額）

第4条 支援金の対象経費は、内定企業の採用面接又は採用試験（以下「採用試験等」という。）に当たり、公共交通機関を利用して往復した際の交通費とする。ただし、卒業年度の6月1日以降に実施される採用試験等であって、当該年度の10月1日以降に採用の内定を受けた採用試験等に係る交通費に限る。

2 支援金は、予算の範囲内において交付し、その額は次の各号に定める額とする。なお、支援金の交付に当たっては、内定企業から交通費の支給を受けていない場合に限る。

(1) 採用試験等が山口県内で実施された場合 2万円

(2) 採用試験等が山口県外で実施された場合 交通費の実費の2分の1の額と、2万円のいずれか低い額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）

3 支援金の申請は、対象者につき1回限りとする。

（支援金の交付申請）

第5条 対象者は、卒業年度の10月1日以降の採用内定日から当該年度の2月末日までに、周南市地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真付き身分証明書の写し

- (2) 内定証明書（別記様式第2号）
- (3) 在学する年次が記載されている在学証明書
- (4) 交通費の領収書の写し
- (5) 住民票の写し等移住元の住所が分かる書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めるときは、当該申請書の提出があった日から14日以内に支援金の交付の決定を行い、周南市地方就職学生支援金交付決定通知書（別記様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第7条 支援金は、前条の規定により支援金の交付の決定を受けた対象者（以下「交付決定者」という。）からの周南市地方就職学生支援金交付請求書（別記様式第4号）の提出による請求に基づき交付するものとする。

（報告等及び是正のための措置）

第8条 市長は、当該事業の遂行に関し必要があると認めるときは、対象者又は交付決定者に対して必要な報告を求め、若しくは調査を行い、又はこれに適合させるための措置を求めることができる。

（支援金の交付決定の取消し及び返還命令）

第9条 市長は、交付決定者が次の各号に掲げる返還金の区分に応じ、当該各号に該当する場合は、支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、周南市地方就職学生支援金返還請求書（別記様式第5号）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、内定企業の倒産、災害、交付決定者の病気その他のやむを得ない事情があると市長が認める場合は、この限りでない。

（1）全額の返還

- ア 支援金の申請内容が虚偽であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかになったとき又は前条の規定による求めに応じなかったとき。

イ 支援金の申請日から1年以内に要件を満たす内定企業への就業を行わなかったとき。

ウ 支援金の申請時において既に本市に住民票がある場合を除き、支援金の申請日から1年以内に本市へ転入しなかったとき。

エ 要件を満たす内定企業への就職日から1年を経過する前に退職したとき。（退職日から3月以内に第3条第4号の要件を満たす県内の別の企業に就職する場合を除く。）

オ 本市への転入日から3年を経過する前に市外へ転出したとき。

(2) 半額の返還 本市への転入日から3年以上5年以内に市外に転出したとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

別表（第2条関係）

都県名	条件不利地域
東京都	檜原村 奥多摩町 大島町 利島村 新島村 神津島村 三宅村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村 小笠原村
埼玉県	秩父市 飯能市 本庄市 ときがわ町 横瀬町 皆野町 小鹿野町 東秩父 村 神川町
千葉県	館山市 勝浦市 鴨川市 富津市 いすみ市 南房総市 東庄町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町
神奈川県	山北町 真鶴町 清川村